

保証限度額
3,500万円

創業者等応援融資

(高知県特別融資制度)

貸付利率 2.43%以内
商工会等の認定書
でさらに△0.2%

これから創業する方や創業後5年以内の方対象の、調達コストが低い制度です！

ご利用いただける方	以下のいずれかに該当する方。 1. 事業を営んでいない個人で借入日から1か月以内に事業を開始する方 2. 事業を営んでいない個人であって、借入日から2か月以内に会社を設立して事業を開始する方 3. 分社化を計画する会社 4. 創業後5年未満の個人事業主、または設立後5年未満の会社 5. 設立後5年未満の分社化された会社
資金使途	事業資金(運転・設備資金)
保証限度額	3,500万円
貸付形式	証書貸付
返済方法	元金均等返済
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
貸付利率	①保証期間7年以内の場合…2.27%以内(変動金利) (商工会等の認定書がある場合は0.2%割引) ②保証期間10年以内の場合…2.43%以内(変動金利) (商工会等の認定書がある場合は0.2%割引)
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外不要 (スタートアップ創出促進枠をご利用される場合は連帯保証人不要)
対象金融機関	約定締結金融機関
信用保証料率	一律 0.1% ※保証申込受付時点において信用保証協会の保証付借入残高がない方は 0% ！ (スタートアップ創出促進枠をご利用される場合は上記に0.2%が上乗せされます)

※信用保証協会の保証審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください

金融機関のみなさまへ

通常の信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面の添付が必要です。

- (1) 創業者等応援融資に係る事業計画書(県様式)
- (2) 商工会等の制度認定書(会員の場合)

創業の前後を問わず、専門家派遣による計画策定支援や経営改善支援も全力サポート！



高知県信用保証協会

【本所】〒780-0901 高知市上町三丁目13番14号
【幡多支所】〒787-0025 四万十市中村一条通三丁目1番21号

創業フリーダイヤル TEL 0120-279-844(つなぐ はしわたし)

【本所】企業支援部 経営支援課 TEL 088-821-2619
【幡多支所】TEL 0880-34-3164